

第5回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和元年5月13日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏
野々村 貢 ・ 林 明 ・ 中川美那子 ・ 江崎 美咲
國井 忠男 ・ 松野 芳正

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 栗本 恒雄

議 長

清水 健吉

出席農地
利用最適
化推進委
員

井川 武雄 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 奥村 富則
加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 豊吉 育夫 ・ 丹羽喜美夫
林 俊朗 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一
村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
副主査	吉村 雅子	主任主事	木下 勇氣
主任主事	小栗 照之	主任主事	片岡 美晴
主事	多田 智哉		

議 案

- 第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 32 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 33 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 34 号 岐阜市農業委員会規程の一部改正について
- 第 35 号 農地転用後の土地現況確認事務処理要綱の一部改正について

議 長

それでは、令和元年第 5 回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19 名中 15 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

本日は、栗本農業委員会長が欠席でございますので、私、清水健吉が議長を務めさせていただきます。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

議 長

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 19 番松野芳正委員、議席番号 2 番福田正義委員、両委員よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 29 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 5 件、使用貸借による権利の設定 3 件、以上を議題といたします。

則竹主査

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第29号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いいたします。

申請明細1番、2番、3番島地区からの申請内容は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸借人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ畑を貸し出すものです。

3ページをお願いいたします。

申請明細4番方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細5番方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細6番方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細7番合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

4ページをお願いいたします。

申請明細8番合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第29号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番、2番及び3番の島地区の申請については、担当地区の古田薫委員が欠席ですので、事務局より説明い

たします。

則竹主査

1番、2番及び3番の申請は、農業経営の拡大を図る借人が、農業経営の縮小を図る所有者から無償で農地を借り受けるものです。

4月22日に、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員とともに現地立会いを行いました。

借人は農業経営を開始して4年目の新規就農者で、申請地においてもエダマメ及びハウレンソウを栽培するそうです。

地域の取り決めを守っており、許可については問題ありませんし、エダマメの一大産地としては若者たちの就農を応援していきたいとのことでした。

議長

続きまして、3ページ4番、5番及び6番の方県地区からの申請については、担当地区の野々村委員、説明をお願いします。

野々村委員

4番、5番、6番の申請とも方県地区に居住しており、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を取得するものであります。

4番については4月8日に、5番については4月15日に、6番については4月24日に、事務局職員と農地利用最適化推進委員と共にそれぞれ現地立会いを行いました。

4番は譲り受ける農地では水稻を、5番の譲り受ける農地では粟を、6番の譲り受ける農地では銀杏を、それぞれ耕作していくと立会いの際に確認致しました。

3件の譲受人ともに所有農地を適正に管理しておられますし、地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらいました。

3件とも許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ7番及び4ページ8番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、説明をお願いします。

國井委員

7番、8番の申請は、どちらも農業経営の縮小を図る譲渡人から農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地の所有権を移転するものです。

4月17日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に

現地立会いを行いました。

7番の譲受人は申請地において果樹を、8番の譲受人は野菜を栽培する予定とのことでした。

地域の取り決めも十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第29号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第30号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第30号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。今回の申請概要は、6ページの用途区分別総括表にございますので御覧ください。

7ページの申請明細をお願いいたします。

申請明細1番黒野地区の申請内容は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

議案第30号について、何か御意見等ございましたら御発言願

いたいと思います。

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第31号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転5件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第31号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。今回の申請概要は、9ページの用途区分別総括表にございますので御覧ください。

10ページをお願いいたします。

申請明細1番常磐地区の申請内容は、賃貸借設定による駐車場への一時転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。周辺の農地等に営農条件に支障がないこと、一時転用が妥当であることから許可し得るものです。

申請明細2番常磐地区の申請内容は、所有権移転による資材置場への転用です。申請地は、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。今回の申請は、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、65ページに位置図を付けてございます。御覧くだ

さい。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、常磐地区の北部で、県道176号線沿いで、岩野田中学校から北西へ約1300メートルのところに位置している農地でございます。

10ページをお願いいたします。

申請明細3番南長森地区の申請内容は、使用貸借の設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、鉄道の駅の周辺おおむね300メートル以内の区域にある農地であり、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細4番黒野地区の申請内容は、使用貸借の設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

11ページをお願いいたします。

申請明細5番黒野地区の申請内容は、所有権移転による太陽光発電施設への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、66ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、黒野地区の北部で、県道78号線沿いで、洞集落内の、岐北中学校から東南東へ約500メートルのところに位置している農地でございます。

11ページをお願いいたします。

申請明細6番黒野地区の申請内容は、所有権移転による太陽光発電施設への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用にな

りますので、67ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、黒野地区の北部で、新堀川沿いで、岐阜大学から南へ約200メートルのところに位置している農地でございます。

11ページをお願いいたします。

申請明細7番西郷地区の申請内容は、所有権移転による資材置場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下ため例外的に許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、68ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、西郷地区の北部で、七郷小学校から北東へ約300メートルのところに位置している農地でございます。

11ページをお願いいたします。

申請明細8番日置江地区の申請内容は、所有権移転による駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

12ページをお願いいたします。

申請明細9番芥見地区の申請内容は、使用貸借の設定による太陽光発電施設への転用です。申請地は、水管、下水管又は、ガスパイプのうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細10番、合渡地区の申請内容は、使用貸借設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て第3種農地のbに該当する地区になることが見込まれる区域として、

宅地化の状況が第3種農地のbの(a)に掲げる程度に達している区域に隣接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第31号について事務局から説明を受けましたが、10ページ2番の常磐地区、11ページ5番、6番の黒野地区及び7番の西郷地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。

それでは、10ページ2番の常磐地区の申請については、事務局より説明いたします。

則竹主査

今回の申請は、賃借人が駐車場及び資材置場として転用を行うものであります。

農地の転用にあたり、4月22日に常磐地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際には近隣農地、水路等への影響のないようお願いしており、許可は問題ないものと考えています。

議 長

続きまして、11ページ5番及び6番の黒野地区からの申請については、担当地区の野々村委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野地区の申請明細5番及び6番の申請につきましては、それぞれ太陽光発電施設として、農地転用を行うものです。

4月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に2件の現地立会いを行いました。

立会いの際に、近隣農地への影響がないようお願いしており、許可は問題ないものと考えています。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、11ページ7番の西郷地区からの申請については、担当地区の松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

今回の申請は、資材置場として農地の転用を行うものであります。

農地の転用にあたり、4月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際には近隣農地への影響のないようお願いしており許可は問題ないものと考えています。

議 長

ありがとうございました。議案第31号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第32号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転届出の受理の報告について、第3条の3届出37件、第4条届出12件、第5条届出47件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第32号について説明いたします。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、14ページにございますので御覧ください。

続きまして15ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。受理明細は16ページから18ページに記載してございます。

続きまして19ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。受理明細につきましては、20ページから33ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまし

て、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成31年4月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第32号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第33号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第33号について説明いたします。

34ページをお願いいたします。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、9,675平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第33号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、現在、芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

芥見地区の工事の進捗状況について、事務局より説明いたします。

則竹主査

芥見地区内の砂利採取の状況を報告いたします。

4月24日に関係部局および施主との現地立会いにおいて埋戻し作業は終了し、現場が農地に復元されていることを確認しております。砂利採取が完了したことから、今回で状況報告を終了いたします。

議 長

ただいま、報告のありました、工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これをもって終わらせていただきます。

議 長

引き続きまして、議案第34号岐阜市農業委員会規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高島副主幹

議案第34号について、説明いたします。

37ページを御覧ください。

岐阜市農業委員会規程の一部改正についてでございます。

今回の改正理由は、元号の改めに伴い、身分を示す証明書第5条関係の元号を削るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第34号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第35号農地転用後の土地現況確認事務処理要綱の一部改正についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

高島副主幹

議案第35号について、説明いたします。
45ページを御覧ください。
農地転用後の土地現況確認事務処理要綱の一部改正についてでございます。
今回の改正理由は、元号の改めに伴い、様式1、様式2、様式3及び様式4の元号を削るものと条文及び様式中の標記を適切なものに改め、また、不要な部分を削除するものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第35号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

林明委員

元号を削除した後の表記は西暦を使用するのか。

高島副主幹

表記は和暦を使用しますが、次回以降の元号改正に備えて削除いたします。

内藤
事務局長

様式に記載がある場合は、元号改正を行うたびに要綱の改正が必要となるため、様式から削除いたします。

議 長

他に御意見はございませんか。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしましたので、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 4 0 分閉会を宣す。